

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月20日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市西区福島町二丁目14番13号
氏名	河井建設工業株式会社
	代表取締役 河井 光誠
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-291-1211
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	河井建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市西区福島町二丁目14番13号
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付資料-1による

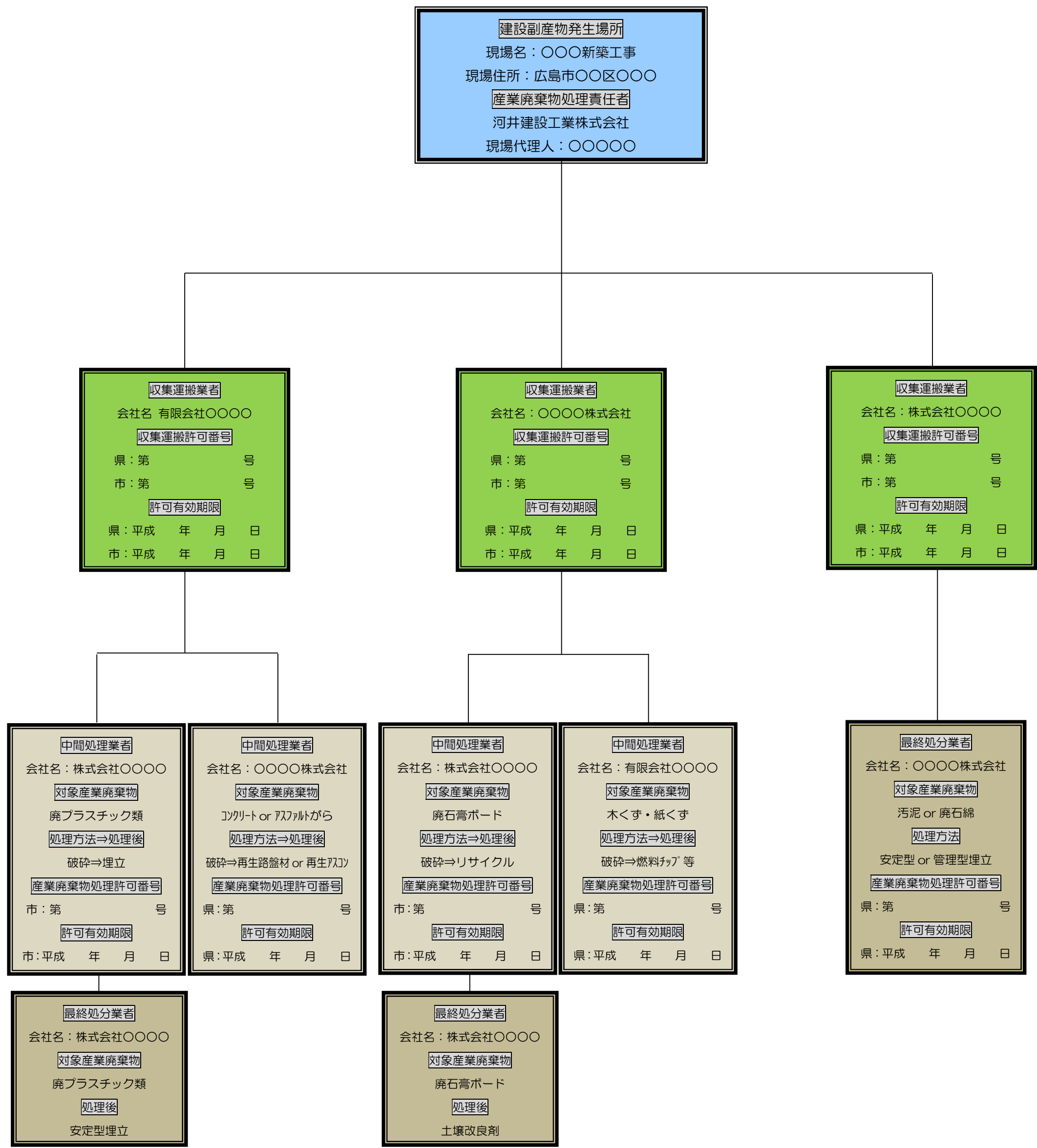
別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

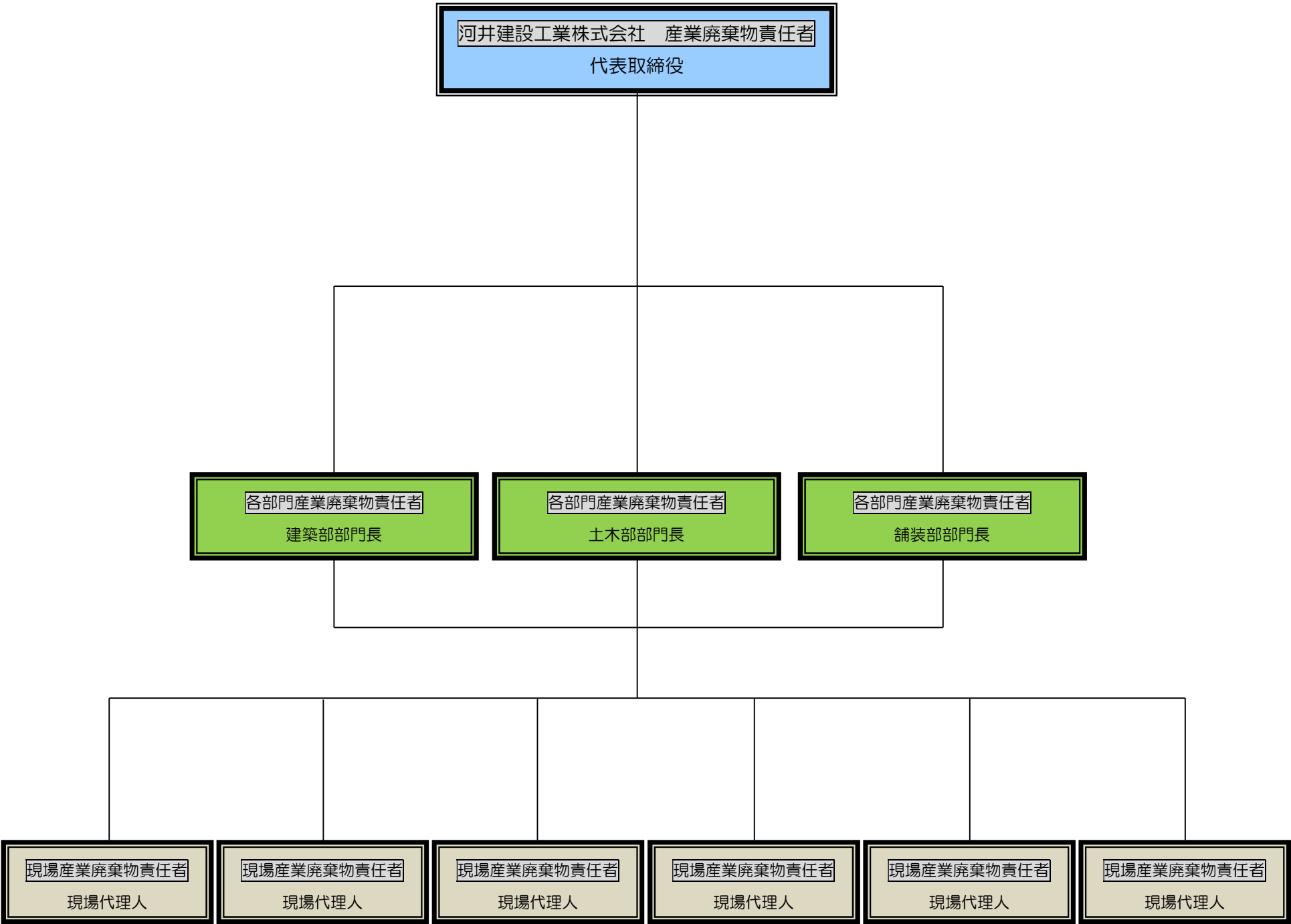
	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	816	450									816	450			816	450				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	27.02	12									27.02	12			27.02	12				
紙くず	1.375	0.6									1.375	0.6			1.375	0.6				
木くず	696.755	290									696.755	290			696.755	290				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	14	3									14	3			14	3				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	29.8	24									29.8	24			29.8	24				
鋳さい																				
がれき類	1506.13	1205									1506.13	1205			1506.13	1205				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	35.37	1									35.37	1			35.37	1				
石綿含有産業廃棄物	8.8	3									8.8	3			8.8	3				
合計	3135.25	1988.6	0	0	0	0	0	0	0	0	3135.25	1988.6	0	0	3135.25	1988.6	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

産業廃棄物処理フロー



河井建設工業株式会社 産業廃棄物管理体制図



別紙 2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 業者名，所在地等

事業場の名称	河井建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市西区福島町2丁目14番13号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 事業に関する事項

事業の種類	(D06) 総合工事業
事業の規模	6,756,208 千円
従業員数	84 名
産業廃棄物の 一連の処理の工程	別紙添付資料-1 のとおり

3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙添付資料-2 のとおり

4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 排出を抑制するために発注者との協議で事前に確認を行う。
計画	(今後実施する予定の取組) 排出を抑制するために発注者との協議内容に基づき確実に実施する。

5 産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にて分別されたがれき類は再資源化施設へ 汚泥、廃石綿類は最終処分場へ その他の廃棄物については信頼できる業者に分別を含め処理を依頼する。
計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを確実に実施する。

6 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

9 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。